

ALPS 処理水の海洋放出に係る海域モニタリング計画の検討における論点等

【論点を議論する上での参考情報】

- (1) トリチウムは、わが国において、雨水の中に 0.4Bq/L 程度存在している。
- (2) トリチウムについて、検出下限値を低くした場合、分析に相当程度時間がかかり、高度な測定技術を要すること。また、国内では測定可能な分析機関も限られること。
- (3) 基本方針において定められた方法により放出される場合、放出される水について、トリチウムは 1500Bq/L 未満、その他の核種については規制基準（告示濃度比総和）から 100 倍以上低いレベルとなること。
- (4) 東京電力は、海水で希釈する前にバッチで（放出する水量ごとに）、ALPS 処理水の放射性物質の濃度を測定することとしていること。なお、放出地点については検討中であり、今後、東京電力の実施計画の中で明らかになる予定。

1. 海域モニタリングの目的等

- ・ALPS 処理水の海洋放出の前後における海域のトリチウム等の状況を把握することを目的とする。
- ・海域モニタリングについては、環境省、原子力規制委員会、東京電力及び福島県が連携して実施する。

2. 海域モニタリングに関する基本的なスタンス

以下の両面を考慮する。

- (1) 科学的に必要性、合理性のあるモニタリング
- (2) 関係者の安心感を醸成するために必要と考えられるモニタリング

3. モニタリングを行う対象物について

- ・基本的には海水。一部において水生生物のモニタリングを行ってはどうか。
- ・その他、モニタリングを行う必要性のある対象物はあるか。

4. モニタリングを行う核種について

- ・トリチウム以外の核種については、どの核種のモニタリングの必要性が高いか。

5. モニタリングを行う地点について

- ・ALPS 処理水を海洋放出する放出口の近傍海域、福島県の沿岸域や沖合、宮城県・茨城県の沿岸域においてモニタリングを実施してはどうか。加えて、海水浴場において実施する。

6. モニタリングを行う頻度について

- ・放出口に近いモニタリング地点については、沿岸や沖合より頻度を高めにしてはどうか。

7. 測定の検出下限値について

各核種の検出下限値をどのような考え方で設定するか。

- (1) トリチウムについては、放出開始の前後の変化について数値で示すことができるよう定量下限値を下げて測定を行うことを基本としてはどうか。速報値として異常値がないことを示すために、トリチウムについて、一部の地点において、検出下限値を高め設定した迅速な測定を併せて実施してはどうか。
- (2) トリチウム以外の核種については、測定の必要性和併せて検出下限値についても検討してはどうか。

8. その他

- ・透明性・客観性・信頼性を確保する上でどのような方法が考えられるか。
- ・その他、モニタリングに関する計画を作成する上で、どのような論点があるか。